5. 431
付加分配：ドイツ、イスラエル及び英国では、3400―3475MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。
5. 431A
業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域のフランス海外県では、　3400―3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。
3400―3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004年版）の表21―４で定められている以上に要求してはならない。
5. 432
業務の種類の地域差：大韓民国、日本及びパキスタンでは、移動業務（航空移動を除く。）による3400―3500MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 432A
大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400―3500MHzの周波数帯は、ＩＭＴに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9. 17号及び第9. 18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３ｍ地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dBW／（㎡・４kHz）を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400―3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21―４で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。
5. 432B
業務の種類の地域差：バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーランド、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400―3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、ＩＭＴに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9. 17号及び第9. 18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３ｍ地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dBW／（㎡・４kHz）を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400―3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21―４で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。この分配は、2010年11月17日より効力を有する。
5. 433
第二地域及び第三地域では、無線標定業務は、3400―3600MHzの周波数帯において一次的基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標定システムを有する全ての主管庁は、1985年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能な全ての措置を執り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。
5. 433A
バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及び第三地域のフランス海外県では、3500―3600MHzの周波数帯は、ＩＭＴに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9. 17号及び第9. 18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率20％以上で、地上高３ｍ地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dBW／（㎡・４kHz）を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400―3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21―４で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。
5. 434（未使用）
5. 435
日本では、3620―3700MHzの周波数帯においては、無線標定業務を除外する。
5. 436（未使用）
5. 437（未使用）
5. 438
航空無線航行業務による4200―4400MHzの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次的基礎で許される（電波高度計からの保護は与えられない。）。
5. 439
付加分配：イランでは、4200―4400MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。
5. 440
標準周波数報時衛星業務は、4202MHzの周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHzの周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±２MHz内に制限しなければならず、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。
5. 440A
第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4400―4940MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第1. 83号参照）。この使用は、決議第416（ＷＲＣ―07）に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務の他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。